

第1回上越地域合併協議会次第

日時：平成15年10月7日(火)

午後1時30分から

会場：上越市厚生南会館大ホール

開会

1 会長あいさつ

2 報告

(1) 上越地域合併協議会規約について

3 委員の委嘱及び紹介

4 副会長及び監事の選出

5 協議

(1) 上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程について

(2) 上越地域合併協議会小委員会規程について

(3) 上越地域合併協議会における協議事項について

(4) 上越地域合併協議会に設置する小委員会について

(5) 平成15年度上越地域合併協議会予算について

6 報告

(1) 上越地域合併協議会幹事会規程について

(2) 上越地域合併協議会専門部会規程について

(3) 上越地域合併協議会事務局規程について

(4) 上越地域合併協議会財務規程について

(5) 上越地域合併協議会委員の謝礼及び費用弁償に関する規程について

(6) 平成15年度上越地域合併協議会暫定予算について

7 その他

閉会

第 1 回上越地域合併協議会配布資料

目次

2 報告

- ・ 上越地域合併協議会規約 1
- ・ 協議確認書 4

5 協議

- ・ 上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程（案） 8
- ・ 上越地域合併協議会小委員会規程（案） 10
- ・ 上越地域合併協議会における協議事項（案） 12
- ・ 上越地域合併協議会に設置する小委員会（案） 13
- ・ 平成 15 年度上越地域合併協議会予算（案） 15

6 報告

- ・ 上越地域合併協議会幹事会規程 18
- ・ 上越地域合併協議会専門部会規程 19
- ・ 上越地域合併協議会事務局規程 21
- ・ 上越地域合併協議会財務規程 23
- ・ 上越地域合併協議会委員の謝礼及び費用弁償に関する規程 25
- ・ 平成 15 年度上越地域合併協議会暫定予算 26

上越地域合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 上越市、安塚町、浦川原村、大島村、牧村、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村及び名立町（以下「構成市町村」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、上越地域合併協議会と称する。

(協議会の担任する事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。

- (1) 構成市町村の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定による市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、構成市町村の合併に関し必要な事務

2 協議会は、前項各号に掲げる事務の管理及び執行に際しては、上越地域法定合併協議会準備会で協議された事項を最大限尊重するものとする。

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、上越市に置く。

(協議会の組織)

第5条 協議会は、会長その他の役員及び委員をもって組織する。

(役員)

第6条 役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長
- (2) 副会長 4人
- (3) 監事 2人

2 会長は、構成市町村の長が協議し、第8条第1項の規定により委員となるべき者のうちからこれを選任する。

3 副会長及び監事は、委員の互選により定める。

4 役員は、非常勤とする。

(役員の職務)

第 7 条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、会長の職務を代理する順序は、あらかじめ会長が定める。

3 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会に報告する。

(委員)

第 8 条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 構成市町村の長

(2) 構成市町村の議会の議長及び構成市町村の議会が当該構成市町村の議会の議員のうちから選出する者

(3) 学識経験者その他の者で構成市町村の長が協議により必要と認めるもの

2 前項第 2 号及び第 3 号に掲げる者をもって充てる委員の定数は、構成市町村の長が協議により定める。

3 委員は、非常勤とする。

(会議等)

第 9 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員の 3 分の 1 以上の者から会議に付すべき事項を示して会議の招集の請求があったときは、会長は、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付する事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

4 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

5 会長は、協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(小委員会)

第 10 条 協議会の担任する事務の一部について調査、審議等を行うため、協議会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(幹事会)

第 11 条 会議に諮る事項をあらかじめ協議し、及び調整するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、構成市町村の助役又は収入役をもって組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(専門部会)

第 1 2 条 第 3 条第 1 項各号に掲げる事務について専門的に協議し、及び調整するため、幹事会に専門部会を置く。

- 2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(事務局)

第 1 3 条 協議会に事務局を置く。

- 2 事務局に置く職員は、構成市町村の長が協議により定める。
- 3 前項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が定める。

(経費の支弁の方法)

第 1 4 条 協議会に要する経費は、構成市町村が協議して負担する。

(会計年度及び財務)

第 1 5 条 協議会の会計年度は、普通地方公共団体の会計年度とする。

- 2 協議会の財務に関し必要な事項は、会長が定める。

(費用弁償等)

第 1 6 条 役員及び委員は、その職務を行うために要する費用の弁償等（以下「費用弁償等」という。）を受けることができる。

- 2 費用弁償等の額及び支給方法は、会長が定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 1 7 条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。この場合において、会長であった者は、当該決算を委員であった者に報告するものとする。

(その他)

第 1 8 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、構成市町村の長が協議により定める日から施行する。

(会計年度の特例)

- 2 第 1 5 条第 1 項の規定にかかわらず、この規約の施行の日の属する年度の会計年度は、この規約の施行の日からその日の属する年度の末日までとする。

協 議 確 認 書

上越地域合併協議会の設置に当たり、上越市、安塚町、浦川原村、大島村、牧村、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、名立町（以下「構成市町村」という。）の長は、次の事項を協議し、確認した。

記

- 1 上越地域合併協議会規約（以下「規約」という。）の施行期日について
規約附則第 1 項に規定する構成市町村の長が協議により定める日は、平成 15 年 8 月 20 日とする。
- 2 上越地域合併協議会の会長の選任について
上越地域合併協議会の会長に 上越市長 木 浦 正 幸 氏 を選任する。
- 3 上越地域合併協議会の委員のうち学識経験者その他の者で構成市町村の長が協議により必要と認めるものについて
規約第 8 条第 1 項第 3 号の構成市町村の長が協議により必要と認める者は、構成市町村の長が協議により選考し、協議により決定する共通の学識経験者及び構成市町村において選考し、構成市町村の長が協議により決定する住民代表とする。
- 4 上越地域合併協議会の委員の定数について
規約第 8 条第 2 項の構成市町村の長が協議により定める委員の定数は次のとおりとする。
(1) 規約第 8 条第 1 項第 2 号に掲げる者
... 構成市町村の議長及び構成市町村の議会が選出した議員 2 人 計 4 2 人
(2) 規約第 8 条第 1 項第 3 号に掲げる者
... 共通の学識経験者 5 人、構成市町村の住民代表 3 人 計 4 7 人

5 上越地域合併協議会の事務局に置く職員について

規約第13条第2項の構成市町村の長が協議により定める事務局に置く職員は、構成市町村の職員をもって充てることとし、当該職員の構成については、上越市8人以上、各町村1人以上とする。

上記2から5までの事項の協議については、上記1により定められた規約の施行期日以後その効力が発生するものとする。

6 協議会の設置及び規約の告示、新潟県知事への協議会の設置の届出並びに合併重点支援地域の指定の申請について

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第2項の規定による協議会の設置及び規約の告示は、平成15年8月20日付けとし、構成市町村において行う。
- (2) 地方自治法第252条の2第2項の規定による新潟県知事への協議会の設置の届出は、平成15年8月22日付けとし、構成市町村の長の連名で新潟県知事に届け出る。
- (3) 市町村合併支援プランに基づく合併重点支援地域の指定の申請は、平成15年8月22日付けとし、構成市町村の長の連名で新潟県知事に申請する。

この協議の成立を証するため、本書14通を作成し、構成市町村の長が押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成15年8月18日

上越市長 木浦正幸

安塚町長 矢野学

浦川原村長 原恒博

大島村長 岩野虎治

牧村長 中川耕平

柿崎町長 榆井辰雄

大瀧町長 渡邊之夫

頸城村長 関田武雄

吉川町長 角張保

中郷村長 吉田侃

板倉町長 瀧澤純一

清里村長 梅澤正直

三和村長 高倉英雄

名立町長 塚田隆敏

上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、上越地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第18条の規定に基づき、上越地域合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 会議は、公開とする。

（会議録の作成及び公表）

第3条 協議会の会長（以下「会長」という。）は、会議の終了後、速やかに次に掲げる事項を記載した会議録を調製しなければならない。

- (1) 開催した日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他必要な事項

2 会議録には、会長及び会長が会議において指名した2人の協議会の委員が署名しなければならない。

3 会議録は、協議会の事務局及び規約第1条に規定する構成市町村において一般の閲覧に供するとともに、協議会のホームページに掲載するものとする。

（会議運営委員会）

第4条 会議を円滑に運営するため、協議会に会議運営委員会を置く。

2 会議運営委員会は、会長、協議会の副会長、規約第8条第1項第1号に規定する委員及び上越市議会議長をもって組織する。

3 会議運営委員会は、必要に応じて会長が招集する。

（議事進行）

第5条 会議の議事は、原則として出席した協議会の委員の全会一致をもって決する。ただし、全会一致とならない議事は、出席した協議会の委員の3分の2以上の賛成をもってこれを決する。

（委員の代理出席）

第6条 協議会の委員の代理出席は、これを認めないものとする。

（傍聴の手続等）

第7条 会議を傍聴しようとする者は、備付けの会議傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入しなければならない。

2 傍聴席は、一般席と報道関係者席に区分するものとする。

(傍聴人の遵守事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明し、又は批判、論評その他の行為をしないこと。
- (2) 私語を発し、談笑をする等他の傍聴人の傍聴の妨げになる行為をしないこと。
- (3) 会議の会場において、広告物の配布その他の示威的行為をしないこと。
- (4) その他公正な会議の運営及び議事の進行を妨げる行為をしないこと。

2 傍聴人は、会長又は係員の指示に従わなければならない。

3 会長は、傍聴人が前2項の規定に違反したときは、これを制止し、その指示に従わないときは、当該傍聴人を直ちに退場させることができる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成15年 月 日から施行する。

上越地域合併協議会小委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、上越地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第10条第2項の規定に基づき、上越地域合併協議会（以下「協議会」という。）に置く小委員会（以下「小委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 小委員会は、協議会の会長（以下「会長」という。）が必要に応じて協議会の会議に諮って置くものとする。

（所掌事項）

第3条 小委員会は、協議会が指定した事項について、調査、審議等を行うものとする。

（組織）

第4条 小委員会は、協議会の委員のうちから規約第8条第1項第1号に規定する委員が協議して定める委員をもって組織する。

（委員長及び副委員長）

第5条 小委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、小委員会の委員（以下「委員」という。）の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、小委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 小委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 小委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

（関係者の出席等）

第7条 委員長は、調査、審議等に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

（報告）

第8条 委員長は、小委員会の調査、審議等の経過及び結果について協議会に報告するものとする。

（庶務）

第9条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

（準用）

第10条 小委員会の運営については、この規程に定めるもののほか、上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程を準用する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成15年 月 日から施行する。

上越地域合併協議会における協議事項（案）

上越地域合併協議会規約第3条第1項各号に掲げる事務として上越地域合併協議会において協議する事項は、おおむね次のとおりとする。

1 構成市町村の合併に関する協議（規約第3条第1項第1号）として協議する事項

- (1) 合併の方式
- (2) 合併の期日
- (3) 新市の事務所の位置
- (4) 財産の取扱い
- (5) 議会の議員の定数及び任期の取扱い
- (6) 農業委員会の取扱い
- (7) 一般職の職員の身分の取扱い
- (8) 特別職の身分の取扱い
- (9) 本庁及び支所の行政組織の取扱い
- (10) 地域審議会及び地域自治組織（仮称）の取扱い
- (11) 一部事務組合等の取扱い
- (12) 公社、第三セクター等の取扱い
- (13) 町名・字名の取扱い
- (14) 慣行の取扱い
- (15) 各種事務事業の取扱い

2 市町村建設計画の作成（規約第3条第1項第2号）のため協議する事項

- (1) 計画策定の方針
- (2) 新市建設の基本方針
- (3) 新市の施策及び事業
- (4) 財政計画

3 構成市町村の合併に関し必要な事務（規約第3条第1項第3号）として他の合併協議と並行して協議する事項

- (1) 新市の名称
- (2) 自治基本条例

上越地域合併協議会に設置する小委員会（案）

上越地域合併協議会規約第10条第1項及び上越地域合併協議会小委員会規程（案）第2条の規定に基づき上越地域合併協議会に置く小委員会は、次のとおりとする。
また、今後の協議会の協議を進める上で、必要に応じて小委員会を置く。

（構成市町村の合併に関する協議関係）

議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会

地域審議会及び地域自治組織（仮称）の取扱いに関する小委員会

（市町村建設計画の作成関係）

新市の施策及び事業に関する小委員会

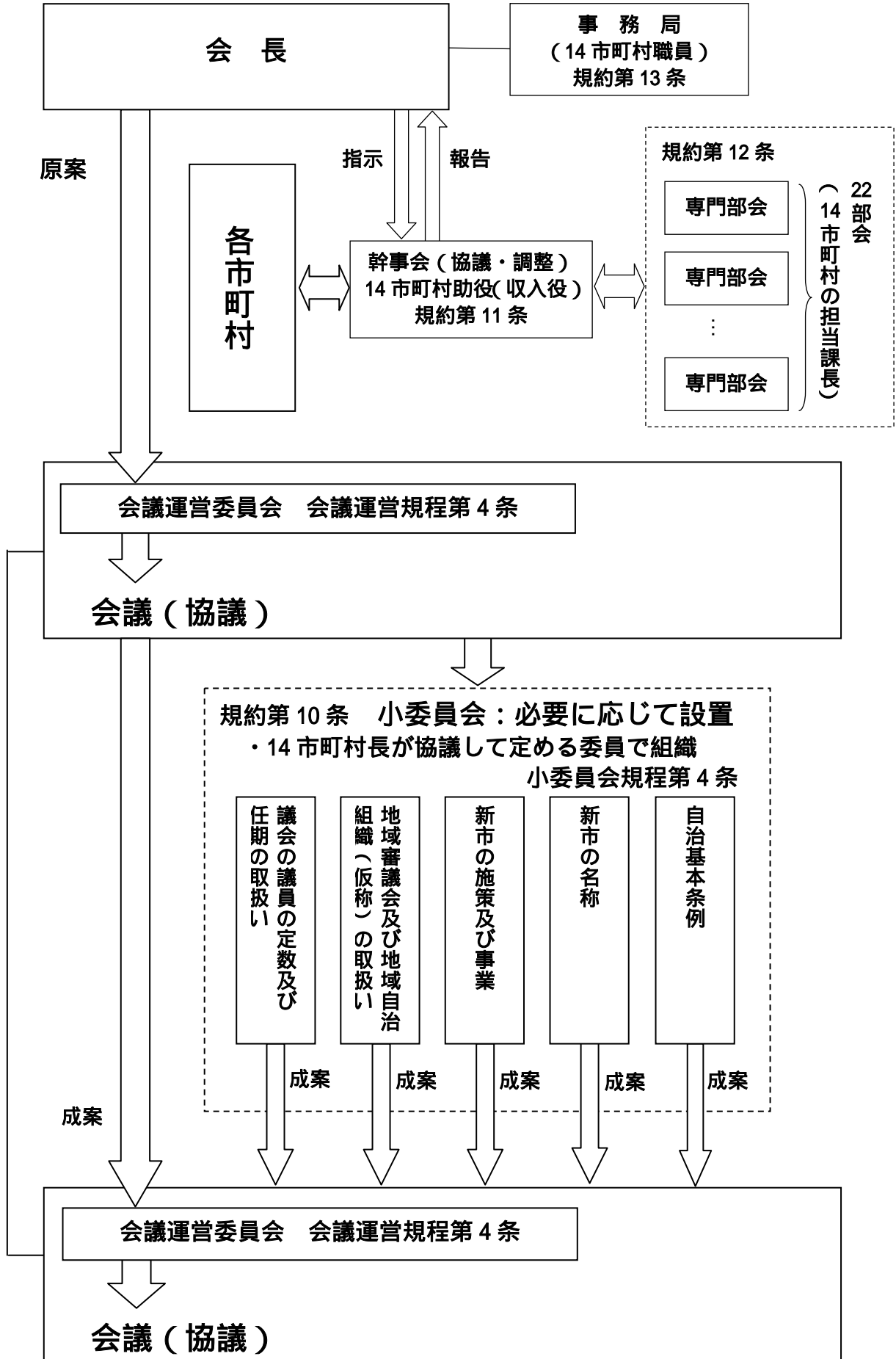
（他の合併協議と並行して協議する事項関係）

新市の名称に関する小委員会

自治基本条例に関する小委員会

(参考)

上越地域合併協議会の協議フローのイメージ



平成15年度 上越地域合併協議会予算（案）

< 歳入 >

項目	内 容	(円)	予算額：千円
市町村負担金	14市町村負担金（均等割30%・人口割70%）	36,817,000	36,817
諸収入		1,000	1
合計		36,818,000	36,818

14市町村負担金

（単位：円）

	人口（人）	割合	均等割(30%)	人口割(70%)	合計	負担割合
	211,870	100.00%	11,045,104	25,771,896	36,817,000	100.0%
上越市	134,751	63.60%	788,936	16,391,128	17,180,064	46.66%
安塚町	3,733	1.76%	788,936	454,083	1,243,019	3.38%
浦川原村	4,202	1.98%	788,936	511,132	1,300,068	3.53%
大島村	2,480	1.17%	788,936	301,668	1,090,604	2.96%
牧村	2,991	1.41%	788,936	363,826	1,152,762	3.13%
柿崎町	12,116	5.72%	788,936	1,473,792	2,262,728	6.15%
大潟町	10,861	5.13%	788,936	1,321,134	2,110,070	5.73%
頸城村	9,538	4.50%	788,936	1,160,204	1,949,140	5.29%
吉川町	5,516	2.60%	788,936	670,967	1,459,903	3.97%
中郷村	5,259	2.48%	788,936	639,705	1,428,641	3.88%
板倉町	7,534	3.56%	788,936	916,437	1,705,373	4.63%
清里村	3,217	1.52%	788,936	391,316	1,180,252	3.21%
三和村	6,284	2.97%	788,936	764,387	1,553,323	4.22%
名立町	3,388	1.60%	788,936	412,117	1,201,053	3.26%

< 歳出 >

協議会開催...計10回 小委員会開催...89人×10回(想定)
 協議会委員...103人(各自治体...市町村長、議員3人、住民代表3人)
 (共通...学識経験者5人)

項目	内 容	(円)	予算額：千円
共済費	臨時職員社会保険料(9~3月:7か月) 699,720円×0.11535=80,712円 労災保険料(9~3月:7か月) 699,720円×0.005=3,498円 雇用保険料(9~3月:7か月) 699,720円×0.0175=12,245円	96,455	97
賃金	臨時職員賃金(9~3月:7か月) (@720円×6H+@440円)×21日×7月×1人=699,720円	699,720	700
報償費	協議会委員謝礼 市町村長を除く89人 @5,000円×89人×10回=4,450,000円 小委員会委員謝礼 @5,000円×89人×10回=4,450,000円	8,900,000	8,900
旅費	協議会委員費用弁償 市町村長を除く89人 @1,000円×89人×10回=890,000円 小委員会委員費用弁償 @1,000円×89人×10回=890,000円 委員視察旅費(予算上、東京都区内程度を計上) @20,180円×89人=1,796,020円 国との打合せ用務(課長・係長級) @20,380円×6回+@20,180円×6回=243,360円 県との打合せ用務(課長・係長級) @6,100円×6回+@5,900円×6回=72,000円	3,891,380	3,892
消耗品費	一般消耗品 4,000円×22人×7月/12月=51,300円 トナー代(複写機・パソコンプリンタ・FAX用) 5,000円×1.05×7個=36,750円 13,200円×1.05×2個=27,720円 資料整理用チューブファイル @1,000円×1.05×20冊=21,000円	136,770	137
食糧費	協議会賄費 @100円×103人×10回=103,000円 小委員会賄費 @100円×89人×10回=89,000円	192,000	192
印刷製本費	写真プリント代 @1,500円×10回=15,000円 協議会だより印刷(A4、1色、4頁、74,900部) 557,000円×1.05×8回(月1回、年度末は月2回発行)=4,678,800円 協議会封筒作成代 長3型 @15円×1.05×2,000枚=31,500円 角2型 @34円×1.05×2,000枚=71,400円 新市建設計画印刷代 (@500円×1,400部+@48円×76,100部)×1.05=4,570,440円	9,367,140	9,368

項目	内 容	(円)	予算額：千円
通信運搬費	協議会資料郵送料 @190円×89人×10回×2通=338,200円 小委員会資料郵送料 @190円×89人×10回×2通=338,200円(5委員会を予定) 電話使用料 40,000円×7月=280,000円	956,400	957
委託料	協議会会議録反訳委託料 (24,000円×2時間+F D代1,000円)×1.05×10回=514,500円 小委員会会議録反訳委託料 (24,000円×2時間+F D代1,000円)×1.05×50回(想定)=2,572,500円 看板設置委託料 25,000円×1.05=26,250円 都市情報マップ作成業務委託料 2,000,000円(税込)	5,113,250	5,114
手数料	各種支払い振込み手数料 630円×10回×7月=44,100円	44,100	45
使用料及び借上料	会議会場借上料 @300,000円(税込)×5回=1,500,000円(5回は構成市町村の施設を利用) 事務所借上料(協議会事務局事務所借上げ 9月~3月:7月) @100,000円×7月=700,000円 事務機器他借上料(9月~3月) 机・椅子他事務機器借上げ料250,000円×7月=1,750,000円 インターネットホスティングサービス7,000円×1.05×7月=51,450円 P C借上料 25,000円×1.05×3台×7月=551,250円	4,552,700	4,553
負担金、補助及び交付金	電算システム統合調査業務負担金 2,362,500円	2,362,500	2,363
予備費	予備費	500,000	500
合計			36,818

上越地域合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上越地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第3項の規定に基づき、上越地域合併協議会（以下「協議会」という。）に置く幹事会（以下「幹事会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、協議会の会議に諮る事項をあらかじめ協議し、及び調整するものとする。

(幹事長及び副幹事長)

第3条 幹事会に幹事長及び副幹事長1人を置く。

2 幹事長及び副幹事長は、幹事（幹事会を組織する者をいう。）の互選により定める。

3 幹事長は、会務を総理し、幹事会を代表する。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

(関係者の出席等)

第5条 幹事長は、協議又は調整に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第6条 幹事長は、幹事会の協議及び調整の経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成15年8月20日から施行する。

上越地域合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上越地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第12条第2項の規定に基づき、上越地域合併協議会（以下「協議会」という。）に置く専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、上越地域合併協議会幹事会規程第3条第1項の規定により置かれる幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、規約第3条第1項各号に掲げる事項について専門的に協議し、及び調整するものとする。

(設置)

第3条 設置する専門部会は、別表のとおりとし、その担任する事項は、協議会の会長（以下「会長」という。）が定める。

(組織)

第4条 専門部会は、専門部会員をもって組織する。

2 前項の専門部会員は、規約第1条に規定する構成市町村の課長のうち専門部会に係る事務を所掌する者をもって充てる。

(専門部会長及び副専門部会長)

第5条 専門部会に専門部会長及び副専門部会長1人を置く。

2 専門部会長及び副専門部会長は、専門部会員の互選により定める。

3 専門部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

4 副専門部会長は、専門部会長を補佐し、専門部会長に事故があるとき又は専門部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会の会議は、専門部会長が招集し、専門部会長が議長となる。

2 専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

(関係者の出席等)

第7条 専門部会長は、協議又は調整に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第8条 専門部会に必要に応じて分科会を置くことができる。

(報告)

第9条 専門部会長は、専門部会の協議及び調整の経過及び結果について随時幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 専門部会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成15年8月20日から施行する。

別表(第3条関係)

議会専門部会	総務専門部会	広報公聴専門部会	組織・人事専門部会	財政専門部会
税務専門部会	企画専門部会	電算専門部会	都市計画専門部会	建設専門部会
下水道専門部会	商工観光専門部会	農林水産専門部会	環境専門部会	福祉専門部会
保健専門部会	保険・年金専門部会	窓口専門部会	学校教育専門部会	社会教育専門部会
文化・教育施設専門部会	ガス水道専門部会			

上越地域合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上越地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第13条第3項の規定に基づき、上越地域合併協議会（以下「協議会」という。）に置く事務局に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 事務局の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員)

第3条 事務局に次に掲げる職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 事務局員

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長（以下「会長」という。）の命を受けて事務局の運営全般を統括する。

- 2 事務局次長は、上司の命を受けて事務局内の調整を行うとともに、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 事務局員は、上司の命を受けて事務局の事務に従事する。

(職務権限)

第5条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 事務局の事務に係る取扱方針に関すること。
 - (2) 各種資料等の調整に関すること。
- 2 事務局次長は、次に掲げる事項を専決することができる。
- (1) 規約第1条に規定する構成市町村の連絡調整に関すること。
 - (2) 実務的な調査及び回答に関すること。
 - (3) 軽易な各種資料等の調整に関すること。
 - (4) その他軽易な事務に関すること。
- 3 前2項に定めるもののほか、協議会の事務の決裁については、上越市事務決裁規程（

平成14年上越市訓令第2号)を準用する。この場合において、同規程中「市長」とあるのは「上越地域合併協議会の会長」と、「助役」又は「部長」とあるのは「上越地域合併協議会の事務局の事務局長」と、「課長」とあるのは「上越地域合併協議会の事務局の事務局次長」と読み替えるものとする。

(文書等の取扱い)

第6条 事務局における文書等の收受、配布、処理、保管、公開その他文書の取扱いについては、上越市の市長部局の例による。

(職員の服務等)

第7条 事務局の職員の服務及び勤務条件については、当該職員が属する市町村の職員の例による。ただし、勤務時間、休憩時間及び休息時間の割り振りについては、上越市の職員の例による。

(職員の給与等)

第8条 事務局の職員の給与は、当該職員が属する市町村の負担とする。

2 事務局の職員の旅費は、上越市の職員の例により算出し、協議会が支給するものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成15年8月20日から施行する。

上越地域合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上越地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第15条第2項の規定に基づき、上越地域合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 予算は、規約第14条の規定により構成市町村（規約第1条に規定する構成市町村をいう。以下同じ。）が負担する負担金その他の収入をもってその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもってその歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会の会議に諮りその議決を経なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算の議決を経たときは、当該予算の写しを速やかに構成市町村の長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の会議に諮りその議決を経なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、協議会の会議を招集する暇がないときは、補正予算を専決することができる。

3 会長は、前項の規定により補正予算を専決したときは、速やかにこれを協議会を組織する者に報告しなければならない。

4 会長は、第1項の規定により補正予算の議決を経たとき又は第2項の規定により補正予算を専決したときは、当該補正予算の写しを速やかに構成市町村の長に送付しなければならない。

(決算等)

第4条 会長は、毎会計年度終了後に決算を調製し、これを監査に付した後、協議会の会議の認定に付さなければならない。

2 会長は、前項の規定により決算の認定を経たときは、当該決算の写しを速やかに構成市町村の長に送付しなければならない。

(予算の執行)

第5条 会長は、協議会の事務局の職員のうちから出納員を任命し、出納その他の会計事務を行わせるものとする。

2 予算に係る収入及び支出の手続は、協議会の事務局の事務局長が定める様式によりこ

れを行うこととする。

3 出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(準用)

第6条 協議会の財務については、この規程に定めるもののほか、上越市財務規則（昭和46年上越市規則第35号）を準用する。この場合において、同規則中「市長」とあるのは「上越地域合併協議会の会長」と、「助役」又は「部局長」とあるのは「上越地域合併協議会の事務局の事務局長」と、「課長」とあるのは「上越地域合併協議会の事務局の事務局次長」と読み替えるものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成15年8月20日から施行する。

(予算の調製の特例等)

2 第2条第2項の規定にかかわらず、協議会の設置の日の属する会計年度に限り、同項の規定により当該会計年度の予算が成立するまでの間、必要な収支につき暫定予算を調製し、これを執行することができる。

3 前項の暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

上越地域合併協議会委員の謝礼及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上越地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第16条第2項の規定に基づき、上越地域合併協議会（以下「協議会」という。）の委員の謝礼及び費用弁償の額及び支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(謝礼)

第2条 規約第8条第1項第2号及び第3号に規定する委員（以下「委員」という。）のうち国又は新潟県の職員でない者が協議会又は協議会に置かれる小委員会の会議（以下「会議」という。）に出席したときは、謝礼を支給する。

2 前項の謝礼の額は、1日につき5,000円とする。

(費用弁償)

第3条 委員のうち新潟県の職員でない者が協議会の用務のために旅行したときは、その旅費について費用弁償として、次の各号に掲げる旅行の区分に応じ、当該各号に定める旅費を支給する。

(1) 会議に出席するための旅行 次に掲げる委員の区分に応じ、次に定める旅費

ア 会議の開催地の存する市町村に住所を有する委員 居住地から会議の開催地までの旅行に要する旅費

イ 会議の開催地の存する市町村以外の市町村に住所を有する委員 居住地から住所を有する市町村の庁舎までの旅行に要する旅費

(2) 視察のための旅行 当該旅行に要する旅費

2 前項第1号に規定する費用弁償の額は、実費額とする。

3 第1項第2号に規定する費用弁償の額は、日当の額及び実費額を合計した額とする。

4 前項の日当の額の算出については、上越市の職員の例による。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、協議会の会長が定める。

附 則

この規程は、平成15年8月20日から施行する。

平成15年度 上越地域合併協議会暫定予算

< 歳入 >

項目	内 容	(円)	予算額：千円
市町村負担金	上越市負担金	1,962,000	1,962
諸収入		1,000	1
合計		1,963,000	1,963

暫定予算の市町村負担金は全額上越市に請求するものとする。なお、当初予算議決後、14市町村に対し負担金を請求する際、上越市の負担金額についてはこの分を調整し、請求するものとする。

< 歳出 >

協議会開催...1回
 協議会委員...103人 (各自治体...市町村長、議員3人、住民代表3人)
 (共 通...学識経験者5人)

項目	内 容	(円)	予算額：千円
共済費	臨時職員社会保険料 (8/20~10/31) $238,000円 \times 0.11535 = 27,453円$ 労災保険料 (8/20~3/31) $699,720円 \times 0.005 = 3,498円$ 事業所設置時に概算払するためH16.3月までの額を計上 雇用保険料 (8/20~3/31) $699,720円 \times 0.0175 = 12,245円$ 事業所設置時に概算払するためH16.3月までの額を計上	43,196	44
賃金	臨時職員賃金 (8/20~10/31) $(@720円 \times 6H + @440円) \times (21日 \times 2月 + 8日) \times 1人 = 238,000円$	238,000	238
報償費	協議会委員謝礼 市町村長を除く89人 $@5,000円 \times 89人 \times 1回 = 445,000円$	445,000	445
旅費	協議会委員費用弁償 市町村長を除く89人 $@1,000円 \times 89人 \times 1回 = 89,000円$ 県との打合せ用務 (課長級) $@6,100円 \times 1回 = 6,100円$	95,100	96
消耗品費	フィルム代 $@280円 \times 1個 \times 1.05 = 294円$ ゴム印 $1,140円 \times 1.05 = 1,197円$	1,491	2
食糧費	協議会賄費 $@100円 \times 103人 \times 1回 = 10,300円$	10,300	11
通信運搬費	協議会資料郵送料 $@190円 \times 89人 \times 1回 \times 2通 = 33,820円$ 電話使用料 $40,000円 \times 2月 = 80,000円$	113,820	114
委託料	看板設置委託料 $25,000円 \times 1.05 = 26,250円$	26,250	27
手数料	各種支払振込手数料 $630円 \times 10回 \times 2月 = 12,600円$	12,600	13
使用料及び借上料	事務所借上料 (協議会事務局事務所借上9・10月) $@100,000円 \times 2月 = 200,000円$ 事務機器他借上料 (9・10月) 机・椅子他事務機器借上料 $250,000円 \times 2月 = 500,000円$ インターネットホスティングサービス $7,000円 \times 1.05 \times 2月 = 14,700円$ P C 借上料 $25,000円 \times 1.05 \times 3台 \times 2月 = 157,500円$	872,200	873
予備費	予備費	100,000	100
合 計			1,963